

7. 提 言

(1) 試験事業の成果が地域社会に対して波及効果が期待できる要件としては、

- ① 立地条件が比較的優れていること（展示的要件）。
- ② 試験の成果がある程度の規模に達していること（実証的要件）。
- ③ 試験事業の成果品がコスト的に採算がとれること（採算的要件）。

などが考えられる。

特に今回の試験事業のように牧場造成と並行して試験を実施するような場合においては、牧場の造成が優先するので、試験の結果を牧場事業の中に組み入れ、ある程度の規模に達するには相当の時間的経過が必要である。

よって、地域開発効果等の評価調査を行う場合には、調査のタイミングについて十分配慮する必要がある。

(2) 試験事業を成功させるには、事業地及び事業内容の適正等について十分に事前調査を行い、試験事業の内容によっては試験事業開始後、在外事務所等により継続的なモニターリングを実施するとともに、試験期間中に実施する投融資審査等調査時には、可能な限り試験内容を見直し、再検討して軌道修正するなどの指導が重要であると思われる。

(3) 試験事業の開始初期には、可能な限り現地に専門分野の指導者を配置して試験事業の立ち上がりを監督・指導することが肝要である。（特に事業地が現地法人の支配人居住地から遠隔地にあるか、支配人が専門的知識を有していない場合等。）

(4) 原始林を開発して牧場を造成する場合のような開発面積が大規模となる事業については、事前調査時において環境面におけるスクリーニングについても考慮すべきと考える。また、森林保護法等により規制がある場合の開発計画の立案に当たっては、事業全体の計画についても配慮する必要がある。

なお、千豊牧場ではパラグアイ国の森林保護法により規制されている森林の残する割合（全体面積の25%以上）を大きく上回る60%を残置させる計画になっている。

(5) JICA開発協力事業については、JICAは国家レベルだけではなく民間レベルにおいても支援を行っており、地域社会の開発・発展に間接的に協力していることを、地域社会の住民に対して啓発することも重要と考える。

資 料

資料-1 経済刺激制度

法令第27号

ここに1989年4月28日付け法令第19号の内容を修正し、適用範囲を拡張する。

1990年3月31日、アスンシオン

現在は：1989年4月28日付け法令第19号により、『経済開発刺激制度』が承認されている；

ところが：その後の経験から、1989年4月28日付け法令第19号の内容を修正し、その適用範囲を拡張して、経済開発に対する国内及び海外資本の投資の刺激までが適用の対象となることを明らかにし、これを助長することが望ましいと考えられるようになった。

そこで、憲法第183条に従い、また国家議会の好意的意見にもとづいて、

パラグアイ共和国大統領は次のような法令を発する：

第1条 経済開発刺激制度を定めた1989年4月28日付け法令第19条に修正を加え、次の通りとする；

経済開発に関する法令

第1章

目的

第1条 当法令の目的は、国家政府の経済及び社会政策に従って、物品及びサービスの生産；雇用の創出；輸出の増加と輸入の代用；生産効率の向上と原材料、人的資源、及び国内エネルギー資源の有効利用を可能にする科学技術の導入を促すような恩恵を授与することにより国内及び海外資本の投資を促進すると同時に、収益の資本財への投資と、最高行政官が定めた活動におけるサービスの実行を促進することにある。

第2章

投資対象と投資方法

第2条 当法令の受益者は、次のような形で投資を行なった物理的あるいは法的人物とする：

- a) 最高行政官が定めた条件による現金、融資、サプライヤー・クレジット、その他の金融手段。
- b) 認可された投資プロジェクトに定められる資本財。
- c) 登録商標、製図、模型、工業処理技術、その他ライセンスの取得を必要とする科学技術の移

転形態。

d) 最高行政官が定める活動に向けられる専門的な技術援助サービス。

e) 資本財の賃貸契約。

f) 最高行政官が条令の中で定める他の形態。

第3条 当法令によって輸入あるいは現地で生産され、利用される資本財は、新品で、適切な科学技術が駆使され、生産効率の向上に利用できるものであることが望ましい。

第4条 個人利用あるいは個人消費を目的とする物品及び製品は、当法令によって与えられる恩恵の対象とはならない。

第3章

恩 恵

第5条 当法令が適用される投資には、次のような恩恵が与えられる：

a) 団体あるいは企業の規約、記録、及び登記にもとづいて査定が行なわれた何らかの性格の税金すべての金額免除。

b) 株式あるいは持分の発行、寄付、及び譲渡にもとづく何らかの性格の税金すべて；団体あるいは企業の資本の増加及び共同経営者あるいは株式が払込み資本金として当該団体に出資しているという金銭的評価を受けるような何らかの物品あるいは権利の譲渡にもとづく何らかの性格の税金すべて；及び証券、債券、その他投資プロジェクトに明記される団体及び企業の債務証券の発行、購入、及び売却にもとづいて評価が行なわれた何らかの性格の税金の全額免除。

c) 投資プロジェクトに明記される資本財の輸入に対する、具体的な使用に関する内国税収入を含む、関税その他同等の効果をもつ税金の全額免除。

d) 資本財の輸入について何らかの種類の特別準備金を引き当てるという条件の免除。

e) 借り手に法的支払い義務がある何らかの性格の税金その他の賦課金すべての免除。ただし、そうした賦課金が、契約によって、投資プロジェクトに明記される投資に全面的あるいは部分的に利用されるローン、前渡金、前払金、サプライヤー・クレジット、及び国内あるいは海外融資に；2大臣決議により当該投資プロジェクトが認可された日から5年間に関するこうしたものの先取特権、抵当、保証、及び割賦償却に課される場合は例外とする。

f) 海外融資金額と投資によって恩恵を被る活動に鑑みてそうすることが正当であると考えられる場合には、先の項目の中で予知される恩恵及びこうしたものの利子、手数料、及び資本のために海外で行われる送金及び支払いに課される税金の免除が、認可された投資に従って、当該投資プロジェクトに認められる。

g) 認可された投資のクロノグラムに従い、プロジェクトを委託した日から5年間について、当法令にもとづいて遂行及び実施された投資から生じた総売上高に比例した所得税の95%免除。

h) 認可された投資のクロノグラムに従い、プロジェクトが承認された日から5年間について、

認可された投資プロジェクトから生じた配当金及び収益に課される何らかの性格の税金すべての全額免除。

i) 2大臣決議によって投資プロジェクトが認可された日の翌年から5年間に渡り定住したか否かに関わりなく、恩恵を受ける企業が行なった発明特許権、産業製図及び模型、その他ライセンスの取得を必要とする科学技術移転形態の賃借料、賃貸料、収益、印税、登録商標の使用権料の支払いに課される何らかの性格の税金すべての全額免除。

j) 2大臣決議によって投資プロジェクトが認可された日の翌年から5年間について、法人資産額に比例した断固たる経済活動に対する税金（法律第70/68条）の免除。

k) 当法令の中で予知される投資に従った行為、契約、支払い、受領、及び約束手形に関連して受益者に課される、公式な印紙を貼付した文書及び公式な印紙に対する税金（法律第1003/64条）、及びサービスに対する税金（法律第1035/83条）の全額免除。

l) 法律第1003条/64条第27項小項2、注釈2の中で予知される公式な印紙を添付した文書及び公式な収入印紙に対する税金の免除。

第6条 当法令によって恩恵を受ける活動の改善、拡張、あるいは近代化を目的とする投資には、個々の規定に従って、第5条に定められる恩恵を受ける資格が与えられる。

第7条 所得税の支払いを求められる活動の純利益を投資した本人あるいは法的人物には、投資前の会計年度の純利益に関する所得税を50%削減する資格が与えられる。

この資格を得るには、この投資により、認可された投資プロジェクトに従って、最低でも、払込資本金が30%増加することが必要である。

貸借対照表の提出に関する法令第9240/49号の第73条に定められる期間内にプロジェクトが提出されなかった投資については、上記の減税対象とはならない。

第4章

資本財の賃貸

第8条 賃貸契約にもとづいて同国へ持ち込まれた資本財は、2大臣決議によって投資プロジェクトが認可された日の翌年から5年間について、個々の条令に従い、当法令第5条にもとづいて与えられる恩恵の対象となる。

第9条 賃貸契約にもとづいて現地で生産された資本財は、先の条項に定められるものと同じ条件で当法令第5条にもとづいて認められる免税の対象となる。

第10条 資本財の賃貸に携わる企業は、個々の条令に従って、当法令第5条にもとづいて与えられる恩恵の対象となる。

第11条 賃貸登記所を、公式登記総局下に創設し、賃貸契約、これに関連した契約、給付、賦課金、その他の関連書類にもとづく事柄すべての登記をここで行なう。そうした登記所の権利、義務、及び手続きは、最高行政官が定める。

第12条 当法令を実施するために、産業通商省は賃貸登記所を設置し、賃貸契約、これに関連した契約、給付、賦課金、その他の関連書類にもとづく事柄すべての記録をここで行なう。

第5章

一般規定

第13条 法令第19/89号及び当法令の受益者は租税当局から提供される書物に記載されている物品の登記状況を詳細に記録し、これにより受益者は使用目的の管理を行なうことを認められることとする。

第14条 偶発的な原因あるいは不可抗力を除き、次のような形で、認可されたプロジェクトに定められる投資クロノグラムが実行されなかった場合には、認可された恩恵が全面的あるいは部分的に破棄される。

- a) 認可決議に定められる期間を越えて投資を行なった場合、行なってはならない投資に相当する部分について認められている恩恵を失う。
- b) 輸入品が認可決議の中で予知される条件通りに設置されなかった場合、受益者は当該輸入品に関して免除される税金を支払わねばならない。
- c) a) 項に述べる投資の実行に遅れが生じ、その結果、投資プロジェクトの中で予知される最終投資日から6ヶ月以内に当該プロジェクトを実施することが不可能になった場合、当法令の中で予知される恩恵を授与する2大臣決議が全面的に破棄され、その結果、認可された投資プロジェクトの目的に沿ってすでに実施された部分を除き、免除される税金を支払わねばならない。
- d) 受益者が資本財を認可されたプロジェクトの中で予知される目的とは異なる目的に向けた場合には、同者はそうした資本財について免除される賦課金に加えて、罰金の形で100%の追加税を支払わねばならない。

第15条 産業通商省と財務省の諮問機関として投資協議会を設置し、同協議会は次のような人物で構成される：

- a. 産業通商省の役人1名。
- b. 大蔵省の役人1名。
- c. 農政省の役人1名。
- d. パラグアイ中央銀行の役人1名。
- e. 経済社会開発技術計画局の役人1名。
- f. 生産分野の代表者1名。
- g. 産業分野の代表者1名。
- h. 通商分野の代表者1名。

投資協議会のメンバーは各機関の提案を受けて最高行政官が指名を行なう。

投資協議会は産業通商省の代表者が議長を務め、正規のメンバーには最高行政官が定める手数料が支給される。

財務省の提案を受けて投資協議会の書記官を任命する。

同じようにして、各機関が正規の代表者1名と代理の代表者1名を定める。

第16条 投資協議会は次のような機能を有する：

- a. 当法令の目的に沿った投資プロジェクトであるかどうかを評価し、判断を下す他、これに関連した評価を行なう。
- b. 公共及び民間機関に資本投資に関するアドバイスを行なう。
- c. 与えた認可の利用状況と背景を届け出る登記所を設置する。
- d. 先の項目で予知されない資本投資に関する事柄についての判断を下す。

第17条 最高行政官には、以下のような、当法令のために必要となる条件、手順、及び義務を定める権限が付与される：資本財の購入における国産品の優先；投資に適用される資本財の種類；サービスの実施において保護される活動等。

第18条 当法令にもとづいて付与される恩恵の承認は、産業通商大臣と大蔵大臣が共同署名を行なった決議によって各企業に与えられ、両大臣が投資協議会の意見を考慮に入れることもある。当法令の適用を担当する機関は産業通商省であるが、税金に関する事柄に関しては、大蔵省が同省の関連所属機関を通じて担当する。

第19条 投資法により与えられる恩恵は、法律、条令、あるいは決議に定められる義務及び条件をすべて遵守している場合には、取消不能である。

法令第19/89号にもとづいて与えられる恩恵は、その適用状況のあらゆる面において先の法令第19/89号に従って管理され、解釈される。

第2条 然るべき手順を経て国家議会へ適宜報告が行なわれることとする。

第3条 発布、公表の後、公式登記所へ回送されることとする。

署名：アンドレス・ロドリゲス
アントニオ・スッコリリョ
エンソ・デ・ベルナルディ

資料-2 経済開発促進法（投資法）

法令 第19/89号

アスンシオン市、1989年4月28日

経済開発を強力に促進するために、政府が策定した新たな経済政策に鑑み、さらに財産及びサービスの拡大、雇用環境の育成、輸出増進を図り、輸入に替わって有効で生産的な条件における国家資源の利用を奨励するためには、内外の投資家が上記の目的を果たすための投資事業を行える適切な環境を造る必要があることを考慮し、

そのためには、事業推進の全過程を覆い、最大限の生産活動を提供する投資事業促進のための免税措置を設定することが薦められる。

従って、憲法第183条の規定に照らし、かつ、国家審議会の好意的な意見を聴いたうえで、

パラグアイ共和国大統領は

法律の効力を有する法令として
次のように制定する

第1条 次の通り作成された経済開発促進法を承認する。

経済開発法

第一章 目的

第1条 この法令は、財産及びサービスの拡大、雇用環境の育成、輸出増進、輸入の代替、生産性の向上並びに原料、人材、国産のエネルギー資源等を最大限かつ最良に利用することを可能にする技術導入等のために、特別便宜を与えることによってパラグアイ国民及び外国人の投資、再投資を奨励することを目的とする。

第二章 投資の対象及び形態

第2条 この法令の利益を受けることができるのは、次の各号の形式で投資・再投資を行う個人又は法人である。

- a) 現金、融資、供給企業又は他の金融機関等の手形をもって。
- b) 承認された投資計画の業務進展に必要な資本財をもって。
- c) 投資事業が開始されてから6カ月の間に必要な量の、国内で生産していないか若しくは生産

の乏しい原料及び資機材をもって。

- d) 商標、デザイン、型、工程やその他許可を与えることのできる技術移転の方式をもって。
- e) 特殊なサービス及び技術指導をもって。
- f) 資本財の賃貸借をもって。
- g) 行政府が決議する規定内のその他の方式。

第3条 この法令の利益を受ける資本財は、輸入又は国内生産によるもので、出来るならば新しく、ふさわしい技術で有効な生産条件で利用できるものでなくてはならない。

第4条 個人的使用又は消費のための財産や製品等はこの法令の利益を受けない。

第三章 利益

第5条 この法令の条件を満たした投資事業は次の各号の利益を受けることができる。

- a) 会社及び企業の設立、申請、登録等に課されるあらゆる種類の税金の全額免除。
- b) 設立の規約あるいは契約に予定されている株券や会員権の発行、登録、名義変更等に課されるあらゆる種類の税金の全額免除。

投資事業計画に予定されている会社の増資に関する株主や投資家の投資及び株の譲渡等に課されるあらゆる種類の税金の全額免除。

また、法人あるいは企業等の証券、債券、その他の社債の発行、売買等について課されるあらゆる種類の税金の全額免除。

- c) 投資事業計画に予定されていた合併及び資本の移動等からくる為替業務に課されるあらゆる種類の税金の全額免除。
- d) 資本財の輸入に課せられる特殊適用の印税等を含む通関税や6カ月の期間を対象に必要とする原料の輸入及び投資資本に課せられるあらゆる種類の通関税やその他の同等の諸経費等に対する全額免除。
- e) 資本財の輸入に義務付けられるあらゆるタイプの特別準備金等の免除。
- f) 5年間の事業計画に予定された投資の全額あるいは一部を融資するための借款、前借金、前払金、調達者の信用貸及び国内あるいは外国の融資について、同じ目的の担保、抵当、そして保証等について、改新、再投資、延長、償却等について、利息、手数料、資本の国内あるいは外国においての送金及び払込み等に課せられるあらゆる税金及び手数料の全額免除。
- g) この法令に基づき行われた投資事業からくる利益に対して、生産1年目の租税計算書が提出されてから5年間にわたる所得税の95%を免除。
- h) 投資事業の配当や利益について受益者に課せられるあらゆる種の租税の5年間にわたる全額免除。
- i) 受益企業の配当、賃貸、賃借、利益、特許権使用料、商標使用料、発明特許使用料、産業デザインあるいは見本、その他の特許営業につなぐことの可能な技術移転等についての支払い、

信用又は譲渡等に課せられるあらゆる種類の租税の5年間にわたる全額免除。

j) 法令第70/68号に記されている特定の経済活動に対する税金の5年間にわたる免除。

k) この法令に係る投資事業の関連書類となる議事録、契約、支払、領収書、手形等に課される印紙税(法令第1003/64号)及びサービス税(法令第1035/83号)等の全額免除。

第6条 この法令の受益事業の改善・拡充・近代化のための投資及び再投資は、第5条に規定された各利益を受ける権利を有する。

第7条 売上げの中から所得税の対象となる純益を再投資する個人又は法人は、所得税の50%の割

引を得る権利を有する。この権利を得るためには、この再投資は、承認された再投資計画に従って、資本を最低30%増大させるものでなくてはならない。

第四章 資本財の賃貸 (LEASING)

第8条 賃貸契約 (leasing)によって国内に持ち込まれた資本財は賃貸契約の期間中、この法令第5条と一時許可規定 (Admision Temporaria)に記された免税措置を受けることができる。

また当該契約は延長することができ、資本財は自国民化するか再輸出することができる。

第9条 賃貸契約 (leasing)による国産の資本財は、賃貸契約の期間中及び延長期間中であっても、この法令第5条の免税措置を受けることができる。

第10条 資本財の賃貸 (leasing)に従事する企業はこの法令第5条の免税措置を受けることができる。

第11条 賃貸契約による資産、それに関連する契約、利益、租税及びその他の関係書類等がすべて登録される場所として、公共登記局に属する「賃貸登記所」を設立する。行政府は当該登記所の権限、義務、手続き等について規則の制定を行う。

第12条 外国に登録されている船舶類及び飛行船等で2年以内の期間で用船あるいは賃貸契約をしているものは、登録されている国の政府が許可する限り、原簿から除外することなく、我が国の登記所に登録することができる。

行政府は国家登記から突出した権利、義務、手続、利益等の規則の制定を行う。

第五章 一般処置

第13条 この法令の受益者は、承認された投資事業計画書に従って契約されたすべての義務及び約束を守らなければならない。もしこれに反する場合は与えられた特権の全部又は一部を奪われる。

第14条 この法令の受益者は、関係当局が使用及び到着地等の管理ができるようこの法令の規定に沿って各資産の明細記録を所持するものとする。

第15条 商工省及び大蔵省の顧問組織として各機関より推薦され、行政府に任命された次の構成員から成る投資審議会 (Consejo de Inversiones) を設立する。

- a. 商工省の職員1名
- b. 大蔵省の職員1名
- c. 農牧省の職員1名
- d. 中央銀行の職員1名
- e. 企画庁の職員1名
- f. 産業界から1名
- g. 工業界から1名
- h. 商業界から1名

投資審議会は商工省の代表が審議長をつとめ、どの会員も一切の報酬は受けない。またどの機関も代表1名と予備1名を用意する。

第16条 投資審議会は次の機能を持つ。

- a. この法令の対象とする投資事業について評価及び意見等を協議する。
- b. 公共及び民間の機関に対して資本投資に関する指導をする。
- c. 承認された許可案件の申請書及び関係書類の記録台帳を設ける。
- d. 前各号に含まれていない投資案件に関し協議する。

第17条 本制度の利益を受けるための手続きと義務等は行政府によって規程化される。

第18条 この法令の受益者と承認されるためには商工省及び大蔵省の両大臣が署名した二省間決済書が各企業に与えられる。

商工省が適用・実施機関となり、税制に関しては大蔵省がそれぞれの関係機関を通して担当する。そしてそれらの機関が最小限度の手続きだけでこの法令を適用する。

第19条 投資法の受益者が獲得した諸権利は、この法令及び関連法規に規定されたすべての義務を守っている限り取り消されることはない。

第20条 1975年12月12日付けの法律第550号を廃止する。

この法令の処置はその他のあらゆる規制の上に位置するものとし、この法令の条規に反する規制があればそれをこの法令に適応させる。

第2条 これを国会に認知させよ。

第3条 通告し、公布し、登記簿に登録せよ。

署名：アンドレス・ロドリゲス
アントニオ・スッコリリョ
エンソ・デ・ベルナルディ

付表 - 1 年度別牧野開発実績

昭和53年(1978)

- 6月 外資導入法適用認可
- 7月 パラグァイ千豊農牧場設立
- 11月 牧場用地実測実施

昭和54年(1979)

- 3月 実測結果に基づき2,510haを2,477haに改訂手続
- 7月 J A C Aと貸付契約締結
- 11月 J A C Aより転貸資金第1回目62,300,000円を入金
- 11月 Eゾーンの内、54haの伐開を開始
- 12月 境界線パイロットラインと山岳部を除き、ほぼ完了

昭和55年(1980)

- 8月 Cゾーン内 300haの新規伐開完了
- 10月 Cゾーン内 300haに牧草コロニオン播種
- 12月 肥育牛 495頭放牧(初放牧)

昭和57年(1982)

- 2月 各牧区塩小屋完成、牧畜協会加盟
- 2/6月 Cゾーン(300ha)鉄線張り 2分割
- 5月 Eゾーン内鉄線張り(1,200m南側)、秤設置完了
- 〃 Gゾーン 2、3牧区清掃
- 8月 管理事務所脇に井戸再掘削、菅原研修員帰国
- 9月 Cゾーン牧草火入れ作業
- 11月 管理事務所水道設備完了

昭和58年(1983)

- 6月 Eゾーン内鉄線張り 繁殖牛専用簡易コラール建設
- 〃 Cゾーン 牧野清掃
- 〃 Cゾーン H~J地点 鉄線張り(2,080m)
- 8月 Cゾーン、Eゾーン 牧野火入れ作業
- 11月 牧野専用試験地開発開始

- 12月 Cゾーン 4分割 鉄線張り (1,495m)、(1,477m)
 “ 塩小屋肥育牛用建設

昭和59年(1984)

- 1/2月 10ha牧草専用試験地ブラックキャリア播種
 5月 Cゾーン 9、10牧区清掃
 6月 管理事務所、薬品室建設、無線機室増設
 7月 Gゾーン 1、2牧区清掃
 8月 Gゾーン 3牧区清掃
 9月 Fゾーン 5、6牧区清掃
 9月 Cゾーン 牧野火入れ作業
 9月 Dゾーン 牧草地、新規開発50ha着手 山刈り作業
 10月 Fゾーン 7、8牧区清掃
 11月 50ha山刈り完了、Eゾーン清掃
 12月 Fゾーン 8牧区清掃
 50ha用 牧草種子ブラックキャリア1トン購入

昭和60年(1985)

- 1月 新規開発地 50ha山焼き
 “ 牧草試験地 10ha一部牧草エレファント移植
 9月 50ha清掃作業及び中間地道作り作業
 同地ブラックキャリア 200kg播種
 10月 “ 倒木雑草整理火入れ、Fゾーン 7、8牧区清掃
 “ 5KW発電機小屋の建設
 11月 9牧区注目品種ミジクラ牧草移植 6.5ha
 9牧区、10牧区清掃
 12月 5KW発電機購入

昭和61年(1986)

- 1月 10ha新規開発 管理事務所Cゾーンへの道左側面
 9~12牧区清掃
 2月 Eゾーン セタリヤ牧区43haの清掃
 3月 Cゾーン 鉄線張り 14牧区
 4月 Hゾーン 104ha 新規開発

- 6月 14牧区、15牧区 区割り鉄線張り作業 1,740m
10ha山焼き
- 10月 Eゾーン 清掃
- 12月 Cゾーン区割 15～16牧区完了

昭和62年(1987)

- 2月 104ha 開発個所のコロニオン播種
7、8牧区の牧柵補修、5牧区清掃
- 3月 11、12牧区清掃
- 4月 13牧区清掃
- 6月 14、15、16牧区清掃
- 7月 Eゾーン、鉄線張り
- 8月 104ha 内の小道作り
- 9月 栗田研修員帰国
- 10月 104ha 清掃
- 12月 100ha 牧柵工事及び清掃

昭和63年(1988)

- 2月 牧柵(バランシン) 700本作成作業
- 8月 干魃が続く
- 9月 Eゾーン エストレリア 牧草焼き
10牧区 カラガタ(パイナップル原種)トラクター押上作業
同コロニオン播種(馬4頭購入)、干魃が続く
- 10月 干魃による牧草不足が続く(430頭売却)
104ha 開発完了 山焼き
牧区9より16牧区 干魃により牧草枯れる
- 11月 300ha 開発打ち合わせ、1牧区16牧区清掃
Eゾーン清掃 相変わらず干魃が続く
- 12月 1-16牧区清掃(600ha)
10haブラックキャリア牧区清掃

平成元年(1989)

- 8月 牧草ブリザントンマツダ 3トン購入(Dゾーン用)
同時山焼き開始

11月 Dゾーン清掃、道作り、Hゾーン 100ha清掃

12月 Dゾーン 84ha 播種

付表-2 予防注射等実施実績 (1982-1989)

昭和57年 (1982)

- 2月 アフターサ予防注射、ダニ消毒 (外部寄生虫) (500頭)
- 4月 炭疽病予防注射、ダニ消毒
- 5月 気腫疽予防注射、ダニ消毒
- 6月 アフターサ予防注射 ADE (ビタミン注射)、ダニ消毒
- 7月 体重測定 450頭 169.118^{K*} (平均@375.^{82K*})
- 8月 リベルコール駆虫剤注射、ダニ消毒
- 8月下 ダニ消毒
- 8月末 体重測定 450頭 95.7705 (平均@402^{K*})
- 9月 ダニ消毒 (@436^{K*})
- 10月 アフターサ予防注射、ダニ消毒

昭和58年 (1983)

- 1月 炭疽病予防注射 (380頭購入分)
- 1月下 気腫疽予防注射
- 2月 口蹄疫予防注射 (830頭)
- 3月 肥育牛駆虫剤 (360頭)
- 4月 450頭分 体重測定 (@468^{K*})
- 5月 肥育牛 去勢作業 (360頭)
ホルモン注射 ADE (ビタミン注射)
- 6月 口蹄疫予防注射 (810頭)
繁殖牛 口蹄疫予防注射
- 7月 " 気腫疽予防注射 ビタミン注射
肥育牛 (7/15購入 100頭) 駆虫剤及び消毒
- 8月 " " 気腫疽予防注射
- 9月 口蹄疫予防注射 (551頭)
- 11月 気腫疽予防注射 (71頭)
新規 330頭購入
- 12月 繁殖牛 ダニ消毒
(160頭) 肥育牛去勢作業
(78頭) "

昭和59年(1984)

- 1月 肥育牛去勢作業 (598頭)
- 2月 繁殖牛・肥育牛・全頭数アフターサ予防注射 (830頭)
新薬により口蹄疫予防は1年1回となる
- 6月 肥育牛・ダニ消毒・ビタミン注射
- 8月 炭疽病予防注射 (60頭 5/18 購入分)
- 10月 繁殖牛・ダニ消毒
仔牛 気腫疽予防注射

昭和60年(1985)

- 1月 肥育牛 ビタミン注射
- 2月 繁殖牛・全頭口蹄疫予防注射
- 5月 肥育牛 炭疽病予防注射 (5/10 260頭分)
- 6月 気腫疽 ”
- 8月 口蹄疫 予防注射 肥育牛
- 11月 繁殖牛 駆虫剤注射
- 12月 肥育牛 去勢作業 (346頭分)

昭和61年(1986)

- 5月 仔牛 気腫疽予防注射

昭和63年(1988)

- 1月 1,181 頭の炭疽病予防接種実施
- 3月 1,181 頭の口蹄疫予防接種実施
- 6月 429 頭の去勢実施

JICA

7
1
A